

別記

1 (削除)

2 海外事業者一覧及び通信料金区分等

国際アウトローミング機能を利用できる海外事業者及び海外事業者区分若しくは国際メッセージ通信を行うことができる海外事業者は当社のホームページ等において掲示するとおりとします。

3 (削除)

4 3G 通信サービスの契約者回線に接続される 自営端末設備又は自営電気通信設備が適合すべき技術基準及び技術的条件

区 別	技術基準及び技術的条件
3G 通信サービスの契約者回線に接続される場合	端末設備等規則

5 契約者回線から送信できるメッセージデータ等及びメッセージ通信モードを利用した通信の数

(1) 当社は、契約者回線から 24 時間内に次表に規定するメッセージデータ及び電子メール (以下この欄においてメッセージデータ等といいます。)の送信が行われ、同表に規定する制限数を超えた場合は、その時点から起算して (以下「起算時刻」といいます。) 契約者回線からのメッセージデータ等の送信を 24 時間制限します。この場合において、制限数及び起算時刻は当社の機器により測定し、当社の業務遂行上やむを得ないときは、制限数又は起算時刻を変更することがあります。

1 契約者回線ごとに

種類	制限数
メッセージデータ機能を利用して送信されたメッセージデータ及びメッセージデータ変換機能を利用して送信された電子メール	499
電子メール機能(i)を利用して送信されたメッセージデータ	499
プラスメッセージデータ変換機能を利用して送信された電子メール	当社が別に定める数

(2) 24 時間以内に次表に規定するメッセージ通信モードを利用した通信が行われ、同表に規定する制限数を超えた場合は、起算時刻の属する日の翌日から契約者回線からのメッセージ通信モードによる通信を 24 時間制限します。この場合において、制限数及び起算時刻は当社の機器により測定し、当社の業務遂行上やむを得ないときは、制限数又は起算時刻を変更することがあります。

1 契約者回線ごとに

通信の区別	制限数
メッセージ通信モードを利用した通信	199

6 相互接続通信の接続形態と料金の取扱い

(1) 相互接続通信に係る料金を一括して定めるもの

ア イ以外のもの

接 続 形 態	料 金 の 取 扱 い 等
(ア) 発信：当社の契約者回線 着信：携帯電話事業者に係る電気通信設備	料金設定事業者：当社 料金を請求する事業者：当社 料金の支払を要する者：その通信の発信に係る契約者回線の契約者 料金に関するその他の取扱い：この約款に定めるところによります。

(イ)	発信：当社の契約者回線 着信：固定電気通信事業者又は IP 電話事業者に係る電気通信設備	料金設定事業者：当社又は固定電気通信事業者若しくは IP 電話事業者 料金を請求する事業者：当社又は固定電気通信事業者若しくは IP 電話事業者 料金の支払を要する者：その通信の発信に係る契約者回線の契約者 料金に関するその他の取扱い：その固定電気通信事業者又は IP 電話事業者の契約約款及び料金表に定めがある場合を除き、この約款に定めるところによります。
(ウ)	発信：当社の契約者回線 着信：国際電気通信事業者に係る電気通信設備	料金設定事業者：当社又は国際電気通信事業者 料金を請求する事業者：当社又は国際電気通信事業者 料金の支払を要する者：その通信の発信に係る契約者回線の契約者（この約款に別段の定めがある場合を除き、国際電気通信事業者の契約約款及び料金表に定める国際電気通信事業者と電話利用契約等を締結している者に限ります。） 料金に関するその他の取扱い：この約款に別段の定めがある場合を除き、その国際電話事業者の契約約款及び料金表に定めるところによります。
(エ)	発信：携帯電話事業者に係る電気通信設備 着信：当社の契約者回線	料金設定事業者：携帯電話事業者 料金を請求する事業者：携帯電話事業者 料金の支払を要する者：その携帯電話事業者の契約約款及び料金表に規定する者 料金に関するその他の取扱い：この約款に別段の定めがある場合を除き、その携帯電話事業者の契約約款及び料金表に定めるところによります。
(オ)	発信：固定電気通信事業者又は IP 電話事業者に係る電気通信設備 着信：当社の契約者回線	料金設定事業者：固定電気通信事業者又は IP 電話事業者 料金を請求する事業者：固定電気通信事業者又は IP 電話事業者 料金の支払を要する者：その固定電気通信事業者又は IP 電話事業者の契約約款及び料金表に規定する者 料金に関するその他の取扱い：この約款に別段の定めがある場合を除き、その固定電気通信事業者又は IP 電話事業者の契約約款及び料金表に定めるところによります。
(カ)	発信：国際電気通信事業者に係る電気通信設備 着信：当社の契約者回線	料金設定事業者：国際電気通信事業者 料金を請求する事業者：国際電気通信事業者 料金の支払を要する者：その国際電気通信事業者の契約約款及び料金表に規定する者 料金に関するその他の取扱い：その国際電気通信事業者の契約約款及び料金表に定めるところによります。

イ 特定契約者回線を使用して提供する通話モード又はパケット通信モードによる相互接続通信に係るもの

接 続 形 態	料 金 の 取 扱 い 等
---------	---------------

(7)	発信：当社の特定契約者回線 着信：協定事業者(当社が定める電気通信事業法第34条第2項に基づく第2種指定電気通信設備に係る接続約款に基づき接続する仮想携帯電話事業者に限ります。以下この欄において同じとします。)に係る電気通信設備	料金設定事業者：協定事業者 料金を請求する事業者：協定事業者 料金の支払を要する者：その協定事業者の契約約款及び料金表に規定する者 料金に関するその他の取扱い：この約款に別段の定めがある場合を除き、その協定事業者の契約約款及び料金表に定めるところによります。
-----	---	--

(2) (削除)

7 国際電気通信事業者の電話利用契約

事業者	電話利用契約
エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社	携帯電話等国際利用契約
アルテリア・ネットワークス株式会社	一般電話契約
ブラステル株式会社	ブラステル国際電話サービス契約
株式会社アイ・ピー・エス・プロ	国際電話加入契約

8 (削除)

9 新聞社等の基準

新聞社等の基準については次のとおりとします。

区分	基準
1 新聞社	次の基準の全てを備えた日刊新聞紙を発行する新聞社 (1) 政治、経済、文化その他公共的な事項を報道し、又は議論することを目的として、あまねく発売されること。 (2) 発行部数が1の題号について、8,000部以上であること。
2 放送事業者等	放送法(昭和25年法律第132号)第2条に規定する放送事業者及び有線テレビジョン放送法(昭和47年法律第114号)第2条に規定する有線テレビジョン放送施設者であって自主放送を行う者
3 通信社	新聞社又は放送事業者にニュース(1欄の基準の全てを備えた日刊新聞紙に掲載し、又は放送事業者が放送するためのニュース又は情報(広告を除きます。)をいいます。)を提供することを目的とする通信社

10 メッセージ通信モード又はパケット通信モード利用における不適切な行為

- (1) 他者に不利益若しくは損害を与える行為又はそれらのおそれのある行為
- (2) 他者に嫌悪感を抱かせる若しくは嫌悪感を抱かせるおそれのあるメールを送信する行為
- (3) 同意を得ることなく不特定多数の他者に、宣伝若しくは勧誘のメールを送信する行為
- (4) 犯罪的行為若しくは犯罪的行為に結びつく行為又はそれを誘発若しくは扇動する行為
- (5) 当社若しくは他社の電気通信設備の利用若しくは運営に支障を与える又は与えるおそれのある行為

- (6) 他者を誹謗中傷し、又はその名誉若しくは信用を毀損する行為
- (7) わいせつ、児童ポルノ若しくは児童虐待にあたる画像若しくは文書等を送信する行為
- (8) 無限連鎖講（ネズミ講）を開設し又はこれを勧誘する行為
- (9) メッセージ通信モード又はパケット通信モード（メッセージデータ機能、メッセージデータ変換機能、プラスメッセージデータ変換機能又は電子メール機能(i)に限ります。）により利用し得る情報を改ざんし、又は消去する行為
- (10) 他者になりすましてメッセージ通信モード又はパケット通信モード（メッセージデータ機能、メッセージデータ変換機能、プラスメッセージデータ変換機能又は電子メール機能(i)に限ります。）を利用する行為（偽装するためにメールヘッダ等の部分に細工する行為を含みます。）
- (11) 有害なコンピュータプログラム等を送信する行為
- (12) その他、当社が不適切と判断する行為

11 3G 通信サービスに関する技術資料の項目

1	概要
2	サービス概要
3	サービス内容
4	移動機
5	付録

12 通信料明細書の発行

- (1) 当社は、契約者から請求があったときは、その契約者に係る 3G 通信サービスの通信料明細書を、当社が設置した情報蓄積装置に登録した電子データにより発行します。
- (2) 契約者は、(1)の請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第 4 表第 1（通信料明細書の発行手数料）に規定する手数料等の支払いを要します。
- (3) 契約者が(1)の請求をし、その承諾を受けた場合であって、別記 21 に定める請求書の送付を受けているときは、当社は通信料明細書を請求書送付先に送付します。

13 契約者に係る通信料の請求先分割

- (1) 当社は、契約者から届出があったときは、次表に規定する請求先分割の取扱いを行います。この場合、請求先分割には同表の 3 種類があり、あらかじめいずれか 1 つを選択していただきます。

種 類	内 容
特番タイプ	契約者が当社に支払うべき通信料（通話モード（当社が別に定める協定事業者の電気通信設備への通信を含みます。）及びデジタル通信モードによる通信並びに相互接続番号案内に係る通信に係るものに限り、）のうち、契約者識別番号の前に当社が指定する番号を付加して行った通信に関する料金について、当該契約者の指定する他の 1 の者（以下この別記 13 において「分割請求先」といいます。）に請求するサービス

曜日・時刻タイプ	<p>契約者が当社に支払うべき通信料（通話モード（当社が別に定める協定事業者の電気通信設備への通信を含みます。）、パケット通信モード、デジタル通信モード及びメッセージ通信モードによる通信並びに相互接続番号案内に係る通信に係るものに限ります。）のうち、当該契約者があらかじめ次のいずれかより選択した時間帯区分に行った通信に関する料金について、分割請求先に請求するサービス</p> <p>(ア) 土曜日、日曜日及び祝日の終日並びに午後 6 時から翌日午前 8 時まで</p> <p>(イ) 土曜日、日曜日及び祝日の終日並びに午後 7 時から翌日午前 8 時まで</p> <p>(ウ) 土曜日、日曜日及び祝日の終日並びに午後 8 時から翌日午前 8 時まで</p>
全額タイプ	<p>契約者が当社に支払うべき通信料（通話モード（当社が別に定める協定事業者の電気通信設備への通信を含みます。）、パケット通信モード、デジタル通信モード及びメッセージ通信モードによる通信並びに相互接続番号案内に係る通信に係るものに限ります。）について、分割請求先に請求するサービス</p>

(2) 請求先分割の取扱いは、契約者が次のいずれかに該当する場合に限り選択することができます。

ア (削除)

イ 特定契約サービス(4G)契約者であって当社が別に定める条件を満たしているとき。

(3) 契約者は、請求先分割の取扱いの届出若しくは廃止又は請求先分割の種類を変更するときは、分割請求先(当社が別に定めるものに限ります。)の同意を得て、当社所定の書面をサービス取扱所に提出していただきます。

ただし、請求先分割の取扱いを廃止する場合は分割請求先の同意は不要とします。

(4) 契約者は、請求先分割の取扱いの届出をし、その承諾を受けたときは、料金表第 4 表第 2 (請求先分割手数料)に規定する手数料等の支払いを要します。この場合において、当社は手数料等を 3G 通信サービスの料金に合算して請求します。

(5) (1)の規定により、分割請求先は、当社が請求する額を第 56 条 (料金の計算等)の規定に準じて支払っていただきます。

(6) (削除)

(7) 請求先分割の取扱いの開始又は分割請求先若しくは請求先分割の種類の変更については、その届出により当社が取扱所交換設備への必要な登録を完了した日の属する料金月の翌料金月以降の通信料について、この請求先分割又は変更後の請求先分割の取扱いを行います。

(8) 請求先分割の取扱いを廃止する場合は、その廃止により当社が取扱所交換設備への必要な登録を完了した日の属する料金月までの通信料について、この請求先分割の取扱いを行います。

(9) 分割請求先が当社の定める支払期日を経過してもなお請求した額を支払わないときには、契約者にその額を支払っていただきます。この場合において、当社は第 42 条 (3G 通信サービスの利用停止) 第 2 項の規定にかかわらず、その 3G 通信サービスの利用を停止することがあります。

(10) 特定契約サービス(4G)契約者が(9)により 3G 通信サービスの利用を停止されたときは、当社は、同時に 4G 通信サービス契約約款又は 5G 通信サービス契約約款の規定にかかわらず、4G 通信サービス及び 5G 通信サービスの利用を停止します。

(11) 当社は、前項の場合が繰り返し発生した場合は、請求先分割の取扱いを廃止することがあります。

14 時報サービス等

(1) 当社は、次により時報サービス及び天気予報サービスを提供します。

区 別	内 容	電気通信番号
時報サービス	日本中央標準時に準拠した時刻を通知するサービス	117

天気予報サービス	気象庁が作成した気象、地象又は水象に関する気象情報を通知するサービス	177
----------	------------------------------------	-----

(2) 時報サービスは、1の通信（通話モードによる通信に限ります。）について、時報を聞くことができる状態にした時刻から起算し、6分経過後12分までの間において、その通信を打ち切ります。

(3) (削除)

(4) 天気予報サービスは、その契約者回線に接続されている移動無線装置が在圏する地域により、当社が別に定める地域の気象情報を聞くことができます。

15 情報提供サービス

(1) 当社は、次により情報提供サービスを提供します。

区 別	内 容
情報提供サービス	3G通信サービスを利用し、通話モードによる通信を行うことにより、あらかじめ作成された情報の提供を受けることができるサービス

(2) 情報提供サービスで提供される情報は、当社が別に定める者により作成されます。

(3) 当社は、情報提供サービスに関する次の事項を定めます。

ア 情報提供サービスの区別。

イ 作成された情報ごとの情報番号（当社が情報提供サービスを提供するにあたって定めた4桁の数字又は記号を含む5桁の数字からなる番号をいいます。）。

ウ 情報提供サービスの内容。

エ 情報提供サービスの選択番号。

(4) 情報提供サービスを利用することができる時間帯等については、当社が別に定めるところにより、制限される場合があります。

(5) 情報提供サービスは、1の通信（通話モードによる通信に限ります。）について情報を聞くことができる状態にした時刻から起算し、当社が別に定める時間を経過した後、その通信を打ち切ります。

(6) 当社は、情報提供サービスで提供される情報の内容等当社の責めによらない理由に基づいて発生した損害については、責任を負いません。

(7) 当社が行う情報提供サービスに関する損害の賠償は、第65条（責任の制限）の規定に準じて取り扱います。

16 短縮ダイヤル接続サービス

当社は、別に定める協定事業者に係る電気通信設備へ着信する通信（当社が指定した通信に限ります。）を短縮ダイヤル番号（短縮ダイヤル接続サービスを行うにあたって当社が付与した記号を含む5桁までの番号（着信短縮ダイヤル番号を除きます。）をいいます。）により接続します。

17 支払証明書等の発行

(1) 当社は、契約者等から請求があったときは、その3G通信サービス及び付随サービスの料金その他の債務（この約款の規定により、支払いを要することとなった料金、工事費又は割増金等の料金以外の債務をいいます。）が既に当社に支払われた旨の証明書（以下「支払証明書」といいます。）を発行します。

(2) 当社は、契約者から請求があったときは、当該契約に係る預託金が当社に預け入れされている旨の証明書（以下「預託金預り証明書」といいます。）を発行します。

(3) 契約者等は、(1)又は(2)の請求をし、その支払証明書等（支払証明書及び預託金預り証明書をいいます。以下同じとします。）の発行を受けたときは、料金表第4表第3（支払証明書等の発行手数料）に規定する手数料等の支払いを要します。

18 電話帳情報蓄積・読み込みサービス

(1) 当社は、次により、電話帳情報蓄積・読み込みサービスを提供します。

区 分	内 容
情報蓄積サービス	端末設備に保存されている電話帳情報（契約者識別番号、電話番号等に付随する情報をいいます。以下同じとします。）を、契約者回線からの操作等により、蓄積装置（電話帳情報蓄積・通知のために、当社が設置する装置をいいます。以下同じとします。）に蓄積するサービス
蓄積情報読み込みサービス	蓄積装置に蓄積した電話帳情報を、契約者回線からの操作等により、その契約者回線に読み込みを行うサービス
誕生日通知サービス	蓄積装置に蓄積した電話帳情報に基づき、当該電話帳情報に登録されている者の誕生日を契約者回線に通知するサービス
情報編集サービス	情報蓄積サービスにより、蓄積装置に蓄積した電話帳情報について、インターネットからの操作により、編集等を行うサービス
情報読み込み・読出しサービス	インターネットからの操作により、蓄積装置への電話帳情報の読み込み又は蓄積している電話帳情報の読出しを行うサービス
メールアドレス通知サービス	契約者回線又はインターネットからの操作により、蓄積装置に蓄積した電話帳情報に基づき、当該電話帳情報に電子メールアドレスが登録されている者のうち、契約者が選択した者に対して、当社が付与するメールアドレスを通知するサービス
電話帳情報通知サービス	契約者回線又はインターネットからの操作により、蓄積装置に蓄積した電話帳情報のうち、契約者が選択した情報等を、当社が別に定める機能等に通知するサービス
情報自動複製サービス	情報蓄積サービスにより、蓄積装置に蓄積した電話帳情報について、蓄積装置内に自動的に複製するサービス

(2) 当社は、料金表第 1 表第 2（付加機能使用料）2（料金額）に規定する S!機能を選択している契約者（3G サービス(f)契約者、3G サービス(s)契約者又は特定契約サービス(4G)契約者を除きます。）から請求があったときは、その契約者回線について、(1)に規定する電話帳情報蓄積・読み込みサービスを提供します。

(3) 契約者は、(2)の規定により、電話帳情報蓄積・読み込みサービスの提供を受けているときは、料金表第 4 表第 5（電話帳情報蓄積・読み込みサービス使用料）に規定する料金の支払いを要します。

(4) 蓄積装置に蓄積できる電話帳情報は、当社が別に定めるところによります。

(5) 当社は、電話帳情報蓄積・読み込みサービスを利用した場合に生じた情報の破損若しくは滅失等による損害又は知り得た情報に起因する損害については、その原因の如何によらず一切の責任を負わないものとします。

(6) 情報蓄積サービス、蓄積情報読み込みサービス及びメールアドレス通知サービスの利用に係る通信料について、料金表第 1 表第 3（通信料）の規定に基づいて算定した通信料の支払いを要します。

(7) 誕生日通知サービスに係る通知又はメールアドレス通知サービスに係る通知方法は次のとおりとします。

サービスの種類	通知方法
誕生日通知サービス	文字メッセージ
メールアドレス通知サービス	電子メール

(8) 電話帳情報蓄積・読み込みサービスの廃止があったとき又は契約者回線に係る契約者識別番号の変更があったときは、蓄積装置に蓄積している電話帳情報を消去します。

ただし、当社が別に定める場合は、一定期間保持した後消去します。

- (9) (8)の規定によるほか、電話帳情報蓄積・読込みサービスの利用の中止等があったときは、既に蓄積装置に蓄積されている電話帳情報が消去されることがあります。この場合において、消去された電話帳情報の復元はできません。
- (10) 端末設備が、海外事業者の定める国際アウトローミングの営業区域に在圏しているときは、情報蓄積サービス及び蓄積情報読込みサービスを利用することができません。
- (11) 料金表第1表第2-2に規定するSI機能の廃止があったときは、電話帳情報蓄積・読込みサービスを廃止します。
- (12) 当社が行う電話帳蓄積・読込みサービスに関する損害の賠償は、第65条（責任の制限）の規定に準じて取扱います。

19 ウィルスチェックサービス

- (1) 当社は、次によりウィルスチェックサービスを提供します。

区 別	内 容
ウィルスチェックサービス	送受信されるファイルにコンピュータウィルスが含まれている場合、当社が別に定めるところにより、そのコンピュータウィルスの削除等を行うサービス

- (2) 当社は、3G サービス(s)契約者又は特定契約サービス(4G)契約者(当社が別に定めるものに限ります。)から請求があったときは、その契約者回線について、(1)に規定するウィルスチェックサービスを提供します。
- (3) 契約者は、(2)の規定により、ウィルスチェックサービスの提供を受けているときは、料金表第4表第6（ウィルスチェックサービス使用料）に規定する料金の支払いを要します。
- (4) 当社は、ウィルスチェックサービスを利用した場合に生じた、当社の責めによらない理由により生じた損害については、責任を負わないものとします。
- (5) ウィルスチェックサービスに関するその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。
- (6) 当社が行うウィルスチェックサービスに関する損害の賠償は、第65条（責任の制限）の規定に準じて取扱います。

20 国際通信地域区分における地域の範囲

国際通信地域区分における地域の範囲は、次のとおりとします。

- (1) 通話モードに係るもの

国際通信 地域区分	地域の範囲
アメリカ1	アラスカ、ハワイ
アメリカ2	アメリカ合衆国
アメリカ3	カナダ
アメリカ4	ブラジル連邦共和国
アメリカ5	アルゼンチン共和国、アルバ、アンティグア・バーブーダ、ウルグアイ東方共和国、エクアドル共和国、エルサルバドル共和国、オランダ領アンティル、オランダ領セント・マーティン、ガイアナ協同共和国、キューバ共和国、グアテマラ共和国、グアドループ島、グレナダ、コスタリカ共和国、コロンビア共和国、サンピエール島・ミクロン島、ジャマイカ、セントビンセント・グレナディーン諸島、チリ共和国、ドミニカ共和国、ニカラグア共和国、米領バージン諸島、ハイチ共和国、パナマ共和国、バハマ国、バミューダ島、パラグアイ共和国、バルバドス、プエルトリコ、フォークランド諸島、フランス領ギアナ、ベネズエラ・ボリバル共和国、

	ベリーズ、ペルー共和国、ボリビア共和国、ホンジュラス共和国、マルチニーク島、メキシコ合衆国、モンセラット
アメリカ 6	アンギラ、ケイマン諸島、スリナム共和国、セントクリストファー・ネイビス、セントルシア、タークス・カイコス諸島、ドミニカ国、トリニダード・トバゴ共和国、英領バージン諸島
オセアニア 1	グアム
オセアニア 2	ニュージーランド
オセアニア 3	サイパン
オセアニア 4	オーストラリア連邦、マーシャル諸島共和国
オセアニア 5	クリスマス島、ココス諸島、サモア独立国、米領サモア、ツバル、ニューカレドニア、ノーフォーク島、フランス領ポリネシア、ミクロネシア連邦
オセアニア 6	キリバス共和国、クック諸島、ソロモン諸島、トケラウ諸島、トンガ王国、ナウル共和国、ニウエ、バヌアツ共和国、パラオ共和国、フィジー諸島共和国、ワリス・フテュナ諸島
オセアニア 7	パプアニューギニア独立国
アジア 1	マレーシア
アジア 2	ブルネイ・ダルサラーム国、マカオ特別行政区
アジア 3	シンガポール共和国
アジア 4	フィリピン共和国
アジア 5	インドネシア共和国、大韓民国、タイ王国、台湾、中華人民共和国、ベトナム社会主義共和国、香港特別行政区
アジア 6	ミャンマー連邦
アジア 7	インド、朝鮮民主主義人民共和国、スリランカ民主社会主義共和国、ネパール連邦民主共和国、パキスタン・イスラム共和国、バングラデシュ人民共和国、ブータン王国、モルディブ共和国、モンゴル国、ラオス人民民主共和国
アジア 8	カンボジア王国、東ティモール民主共和国
中東 1	アラブ首長国連邦、イエメン共和国、イスラエル国、イラン・イスラム共和国、オマーン国、カタール国、クウェート国、サウジアラビア王国、シリア・アラブ共和国、ヨルダン
中東 2	アフガニスタン・イスラム共和国、イラク共和国、バーレーン王国、レバノン共和国
ヨーロッパ 1	デンマーク王国
ヨーロッパ 2	ギリシャ共和国、ノルウェー王国、ベルギー王国
ヨーロッパ 3	アイルランド、アゾレス諸島、ポーランド共和国、ポルトガル共和国、マデイラ諸島
ヨーロッパ 4	フィンランド共和国
ヨーロッパ	オランダ王国、スイス連邦、スペイン、ロシア連邦

5	
ヨーロッパ 6	グレートブリテン・北アイルランド連合王国、イタリア共和国、ウクライナ、スウェーデン王国、チェコ共和国、ドイツ連邦共和国、バチカン市国、ハンガリー共和国、フェロー諸島、フランス共和国、ルーマニア
ヨーロッパ 7	アゼルバイジャン共和国、ルクセンブルク大公国
ヨーロッパ 8	トルコ共和国
ヨーロッパ 9	アイスランド共和国、アルメニア共和国、アンドラ公国、ウズベキスタン共和国、オーストリア共和国、カザフスタン共和国、キプロス共和国、グリーンランド、クロアチア共和国、コソボ共和国、サンマリノ共和国、ジブラルタル、スロバキア共和国、スロベニア共和国、セルビア共和国、ブルガリア共和国、ベラルーシ共和国、ボスニア・ヘルツェゴビナ、北マケドニア共和国、マルタ共和国、モナコ公国、モルドバ共和国、モンテネグロ、ラトビア共和国
ヨーロッパ 10	アルバニア共和国、エストニア共和国、キルギス共和国、ジョージア、タジキスタン共和国、トルクメニスタン、リトアニア共和国、リヒテンシュタイン公国
アフリカ 1	カナリー諸島、スペイン領北アフリカ
アフリカ 2	アンゴラ共和国、ウガンダ共和国、エジプト・アラブ共和国、エチオピア連邦民主共和国、ガーナ共和国、カメルーン共和国、ケニア共和国、コートジボワール共和国、コモロ連合、ザンビア共和国、ジンバブエ共和国、スーダン共和国、エスワティニ王国、セネガル共和国、タンザニア連合共和国、チュニジア共和国、ナイジェリア連邦共和国、ブルキナファソ、ベナン共和国、ボツワナ共和国、マラウイ共和国、南アフリカ共和国、南スーダン共和国、モーリシャス共和国、モザンビーク共和国、モロッコ王国
アフリカ 3	アセンション島、アルジェリア民主人民共和国、エリトリア国、カーボベルデ共和国、ガボン共和国、ガンビア共和国、ギニア共和国、ギニアビサウ共和国、コンゴ共和国、コンゴ民主共和国、サントメ・プリンシペ民主共和国、シエラレオネ共和国、ジブチ共和国、赤道ギニア共和国、セントヘレナ島、ソマリア民主共和国、チャド共和国、中央アフリカ共和国、トーゴ共和国、ナミビア共和国、ニジェール共和国、ブルンジ共和国、マイヨット島、マダガスカル共和国、マリ共和国、モーリタニア・イスラム共和国、リビア、リベリア共和国、ルワンダ共和国、レソト王国、レユニオン

(2) (削除)

21 請求書の発行

(1) 当社は、契約者から請求があったときは、契約者の債務に係る請求書を発行します。

この場合において、契約者は、請求書の送付先を指定して当社に届け出ていただきます。

(2) (1)のほか、当社は、契約者又は第 55 条の 2 (契約者以外の者による料金の支払い) 第 1 項に規定する支払者が、契約者の債務について、支払期日を経過してもなお支払わない場合 (支払期日を経過した後支払われた場合であって、当社がその支払の事実を確認できないときを含みます。) 又は当社が別に定める事由により支払い方法が変更となった場合は、請求書を発行します。

(3) 第 55 条の 2 (契約者以外の者による料金の支払い) 第 2 項の規定により、契約者に契約者の債務の支払いを請求する場合は、契約者の債務の支払いに関する請求書を発行することがあります。

この場合において、当社は契約者の債務の支払いに関する請求書を契約者の住所に送付することとします。

(4) 契約者は、(1)、(2)又は(3)に規定する請求書の発行を受けたときは、料金表第 4 表第 4 (請求書の送付手数

料)に規定する手数料の支払いを要します。

ただし、当社が別に定める場合は、この限りではありません。

22 (削除)

23 (削除)

24 特定 IP 電話事業者の電気通信サービス

- (1) 特定 IP 電話サービスへの通信料割引の適用対象となる特定 IP 電話事業者の電気通信サービスは、次のとおりとします。

特定 IP 電話事業者	電気通信サービス
当社	番号規則に規定する特定 IP 電話番号を用いて、インターネットプロトコルにより提供される電気通信サービス（「IP 電話サービス契約約款」に定める第 1 種 IP 電話サービス及び第 7 種 IP 電話サービスに係るものを除きます。）
当社	番号規則に規定する固定電話番号を用いて、インターネットプロトコルにより提供される電気通信サービス（「IP 電話サービス契約約款」に定める第 5 種 IP 電話サービスに係るものを除きます。）
株式会社 TOKAI ケーブルネットワーク	「ひかり de トーク(S)契約約款」に定める「ひかり de トーク S」
ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社	「NURO 光でんわ契約約款」に定める「NURO 光でんわ」

- (2) 特定 IP 電話サービスへの通信料割引の適用を受けるための電気通信サービス及びオプションサービス等は、次のいずれかとし、適用を受けることができる 3G サービス、3G サービス(f)、3G サービス(s)、3G サービス(i)及び特定契約サービス(4G)契約者(当社が別に定めるものに限ります。)に係る契約者回線に係る契約者回線の数は次のとおりとします。

特定 IP 電話事業者	利用規約等	電気通信サービス	オプションサービス等	3G サービス、3G サービス(f)、3G サービス(s)、3G サービス(i) 特定契約サービス(4G)契約者(当社が別に定めるものに限ります。)に係る契約者回線数
当社	BB フォン利用規約	BB フォン	ホワイトコール 24	10
当社	「SoftBank ブロードバンドサービス」基本規約及び BB フォン個別規定	BB フォン	ホワイトコール 24	10
当社	IP 電話サービス契約約款	第 4 種 IP 電話サービス	ホワイトコール 24	10

		第6種 IP 電話サービス	ホワイトコール 24	10
当社	無線利用型 IP 電話サービス契約約款	無線利用型 IP 電話サービス	ホワイトコール 24	10
株式会社 TOKAI ケーブルネットワーク	ひかり de トーク(S)契約約款	ひかり de トーク S	ホワイトコール 24	10
ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社	NURO 光でんわ契約約款	NURO 光でんわ	ホワイトコール 24	10

25 特定固定電話事業者の電気通信サービス

(1) 特定固定電話サービスへの通信料割引の適用対象となる特定固定電話事業者の電気通信サービスは次のとおりとします。

特定固定電話事業者	電気通信サービス
当社	「電話サービス等契約約款」に定める「加入電話サービス」又は「デジタル加入通信サービス」
当社	番号規則に規定する特定 IP 電話番号を用いて、インターネットプロトコルにより提供される電気通信サービス(「IP 電話サービス契約約款」に定める第 1 種 IP 電話サービス及び第 7 種 IP 電話サービスに係るものを除きます。)
当社	番号規則に規定する固定電話番号を用いて、インターネットプロトコルにより提供される電気通信サービス(「IP 電話サービス契約約款」に定める第 5 種 IP 電話サービスに係るものを除きます。)
株式会社 TOKAI ケーブルネットワーク	「ひかり de トーク(S)契約約款」に定める「ひかり de トーク S」
ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社	「NURO 光でんわ契約約款」に定める「NURO 光でんわ」

(2) 前項のほか、特定固定電話サービスへの通信料割引の適用対象となる特定固定電話事業者の電気通信サービスは、当社が別に定めるところによります。

26 電話番号・メールアドレスお預かりサービス

(1) 当社は、次により電話番号・メールアドレスお預かりサービスを提供します。

区別	内容
電話番号・メールアドレスお預かりサービス	契約者から請求があった日から一定期間、契約者回線の契約者識別番号及び当社が付与するメールアドレスを他に転用することなく、その 3G 通信サービス等を利用できないようにするサービス

(2) 当社は、3G サービス契約者、3G サービス(f)契約者、3G サービス(s)契約者、3G サービス(i)契約者、モジュールサービス(i)契約者又は特定契約サービス(4G)契約者(当社が別に定めるものに限ります。)(以下この欄

において「契約者」といいます。)から請求があったときは、その契約者回線について、前項に規定する電話番号・メールアドレスお預かりサービスを提供します。ただし、同一料金月内において、本サービスの廃止があった場合は、請求をすることができません。

- (3) 契約者は、前項の規定により本サービスの利用に係る請求をし、当社が本サービスの利用に係る登録を行ったとき及び本サービスの提供を受けているときは、料金表第4表第7(電話番号・メールアドレスお預かりサービス使用料)に規定する料金の支払いを要します。
- (4) 前項に規定する料金額については、日割りは行いません。
- (5) 本サービスの提供を受けている期間(以下「提供期間」といいます。)が5年を経過したときは、当社はその契約者回線について、提供期間が5年を経過した日の属する暦月の末日をもって、その3G通信サービス等に係る契約を解除します。この場合において、料金表第1表第6(解除料)に規定する解除料については支払いを要しません。
- (6) 前項に規定する提供期間は、本サービスの利用の請求があった日を含む暦月の翌暦月の初日から起算します。
- (7) 当社は、付加機能の提供、料金表第1表第1(基本使用料)又は第3(通信料)に規定する適用(当社が別に定めるものを除きます。)を受けている契約者回線について、本サービスの提供を行ったときは、その付加機能又はその料金の適用を廃止します。ただし、付加機能のうち、S!機能又は S!機能(i)については、この限りではありません。
- (8) 契約者は、第51条(基本使用料等の支払い義務)及び第52条(通信料の支払い義務)の規定にかかわらず、本サービスの提供期間は、その3G通信サービス等に係る当社が別に定める基本使用料の適用、付加機能使用料及び通信料の適用(以下この欄において「基本使用料等」といいます。)については、その支払いを要しません。ただし、本サービスの提供が行われた日の属する料金月及び再び3G通信サービス等を利用できる状態とした日の属する料金月における月額料金の日割りについては、その基本使用料等の適用によります。
- (9) 本サービスの提供が行われた日の属する料金月の翌料金月の起算日から、本サービスの適用を廃止した日の属する料金月末までの期間については、利用期間を定める料金種別の利用期間又は第1(基本使用料)に規定する適用に係る利用期間に通算しません。
- (10) 当社は、本サービスの提供を受けている3G通信サービス等の契約者回線について、契約者から本サービスの適用を廃止する届出があった場合のほか、次のいずれかに該当する場合には、本サービスの適用を廃止します。
 - (ア) 利用権の譲渡を行うとき。
 - (イ) 契約者の地位の承継を行うとき。
 - (ウ) 3G通信サービス等に係る契約の解除があったとき。
- (11) 前項の場合において、同一料金月内に本サービスの提供の開始があった場合は、本サービスの廃止のほか、前項(ア)、(イ)又は(ウ)を行うことができません。
- (12) 本サービスの提供は、その届出により当社が取扱所交換設備への必要な登録を完了した日から行います。
- (13) 本サービスを廃止する場合は、その廃止により当社が取扱所交換設備への必要な登録を完了した日まで本サービスの取扱いを行います。
- (14) 本サービスに関するその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。